

大阪国税局からのお知らせ

(大阪国税局管内における内部事務の集約処理の取組について)

内部事務のセンター化の取組

センター名称	センター配置場所	対象署
税務署事務処理センター (東淀川センター)	東淀川税務署内	大阪福島税務署・西淀川税務署・ 東淀川税務署・大淀税務署
税務署事務処理センター (神戸センター)	神戸税関ポートアイランド 出張所庁舎内	灘税務署・長田税務署・須磨税務署・ 神戸税務署
税務署事務処理センター (北センター) 《令和2年10月開設予定》	北税務署内	浪速税務署・東成税務署・北税務署

【ご留意いただきたい事項】

- 申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等により提出する場合は、「**税務署事務処理センター**」へ**送付**いただきますようお願いいたします(※)。

なお、書類を持参される場合や申告書等を電子申告(e-Tax)により送信される場合は、従来どおり所轄の税務署に提出してください。

- ※ 税務署事務処理センター(東淀川センター)及び税務署事務処理センター(北センター)は、令和2年10月以降、郵送等による提出が可能となることから、**令和2年9月末日までは、従来どおり所轄の税務署に提出**してください。

<郵送等の送付先>

センター名称	送付先
税務署事務処理センター (東淀川センター) 《令和2年10月以降》	〒532-8548 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内
税務署事務処理センター (神戸センター)	〒650-8540 神戸市中央区港島中町2-1-10 神戸税関ポートアイランド出張所内
税務署事務処理センター (北センター) 《令和2年10月以降》	〒530-8515 大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内

- 郵送等により提出された申告書や申請書・届出書等の控えについて、**税務署名の表示に替えて「大阪国税局管内税務署事務処理センター」**を表示した**收受日付印を押なつ**します(※)。

- ※ 税務署事務処理センター(東淀川センター)及び税務署事務処理センター(北センター)においては、令和2年10月以降、「大阪国税局管内税務署事務処理センター」の收受印を押なつする予定です。

- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、所轄の納税者や税理士の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

課税部コールセンター等の取組

<取組の内容等>

大阪国税局では、課税事務の一層の効率化を図ることを目的として、「課税部コールセンター」及び「税務署事務処理センター（北センター）内コールセンター」（以下、「課税部コールセンター等」という。）を設置し、大阪国税局管内の課税事務の一部について、**お尋ね文書の発送や電話照会**を集中的に行っています。

○ 課税部コールセンター

センター名称	ナビダイヤル	I P電話・PHS
大阪福島センター	0570-074-331 0570-074-131	06-6448-1306 06-6448-1309
西淀川センター	0570-073-131	06-6476-4818
南センター	0570-073-331	06-6768-1140

※ 「ナビダイヤル」は全国一律料金でご利用いただけます。（携帯電話でご利用の場合は、通常の通話料金となります。また、I P電話ではご利用いただけない場合があります。）

○ 税務署事務処理センター（北センター）内コールセンター

令和2年10月開設予定のため、連絡先については、後日、国税庁ホームページに掲載予定。

<事務の内容等>

○ 照会文書等の発送

課税部コールセンター等から発送する主な文書は次のとおりです。

区分	文書名
資料情報事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外財産調書の提出義務の確認について ・ 支払調書等のe-Tax等による提出について
個人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認について ・ 消費税課税事業者届出書の提出について ・ 財産債務調書の提出義務の確認について ・ 各種説明会等の案内文書
資産課税事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡所得の申告についてのお尋ね ・ 贈与税の申告についてのお尋ね ・ 相続税の申告についてのお尋ね ・ 相続税の申告手続の周知文
法人課税事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無申告法人に対する文書
間接諸税事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙税の納付状況に係るお尋ね文書

※ 照会文書に対する問合せ先及び回答書の提出先は、課税部コールセンター等又は所轄の税務署となります。

○ 電話照会

申告書等の提出状況について確認させていただきたい場合や上記文書に対して回答期限までにご回答をいただけなかった場合などには、**課税部コールセンター等から、電話による問合せ**をさせていただくことがございます。

<対象税務署>

大阪国税局管内 全83署

内部事務の集中化の取組

中心署	対象署
加古川税務署	三木税務署

【ご留意いただきたい事項】

- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄の税務署で行います。
- 内部事務を処理するため、三木税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、加古川税務署から電話や文書により問合せをさせていただくことがございます。
- 上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。